Q&A

介護報酬に係るQ&A 住宅に関する抜粋(厚生労働省)

福祉用具購入費関係

- **(E)** 腰掛け便座の給付対象範囲について 腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付のものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

福祉用具貸与

- 付属品のみを貸与する場合について 介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用して いる者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を 受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。
- 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

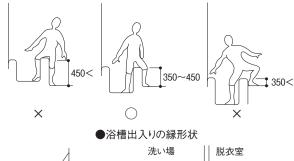
住宅改修費関係

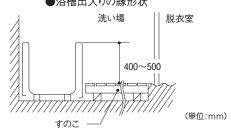
① 住宅改修の種類

- **手すりについて** 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型 (棚状のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。
- A 支給対象となる。 高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れ ない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの 形状を選択することが重要。
- **玄関以外のスロープについて** 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。
- 玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消と して住宅改修の支給対象となる。

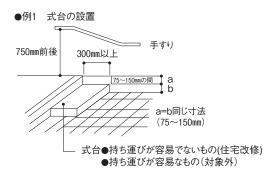


- ② 浴室の段差解消工事について 床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。
- A 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

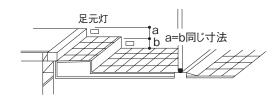




- ●すのこ設置例(福祉用具購入)
- 上がりかまちの段差緩和工事について 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり かまちの段差を2段にしたりする工事は支給対象となる
- A 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消 として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なもの は対象外となる。また、上がりかまちを2段にする工事は床 段差の解消として住宅改修の支給対象となる。



●例2 玄関ホールの土間部分をレベルアップする。 2ヶ所の段差は、同じ寸法になるように設計する。



パリアフリー 金物 補修・接着・ テープ 水まわり 防犯 耐震・防災 収納・内装 ペット用品

> 道具・工具 お役立ち コーナー

建築資材

豆知證

ご利用方法

段差解消機等の設置について

昇降機、リフト、段差解消機などの設置は住宅改修の支 給対象となるか。

昇降機、リフト、段差解消機などといった動力により床段差 を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外で ある。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式の ものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象とな る。



●移動用リフト (福祉用具貸与)



●据置式リフト (福祉田旦貸与)

扉工事について

扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更 する工事は住宅改修の支給対象となるか。

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況にあ わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対 象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、 ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する 場合などが考えられる。



レバーハンドルの端部は、衣服等を

●レバー式把手

●レバーハンドルの形状

ひっかけないように扉側に曲げる。

引戸の取り替え工事について

既存の引戸が重く開閉が容易でないため、引戸を取替え る場合は住宅改修の支給対象となるか。

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば 支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからと いって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対 象とはならない。

床材の表面加工について

滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつける など)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノ ンスリップを付けたりカーペットを張付けたりする場合 は支給対象となるか。

いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。な お、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪い とつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十 分に注意が必要である。



●金属付き ノンスリップ



●貼り付け型 ノンスリップ

- ノンスリップを設けるとき は、踏面の出寸法は5mm 以内とする。
- ●ノンスリップの出寸法(厚み) が大きい場合は、階段を彫り 込んで埋め込む。





ノンスリップの出寸法(厚み)が 大きいとノンスリップにつまづく 危険があるので注意する。

洋式便器の改修工事について

リウマチなどで膝が十分に曲がらなかったり、便座から 立ち上がるのがきつい場合などに、既存の洋式便器の便 座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えと して住宅改修の支給対象となるか。

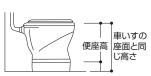
- ①洋式便器をかさ上げする工事。
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合。
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合。

①は支給対象となる。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新し い洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはな らないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするため に取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして 住宅改修の支給対象として差し支えない。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に 置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象 となる。





便器が低い場合は、下部をかさ 上げする。



補高便座(福祉用旦購入)

バリアフリー 全物

補修•接着 水まわり

防犯 耐震·防災

収納·内装

ペット用品 建築資材

道具・工具 お役立ち

豆知識

ご利用方法

Q&A

介護報酬に係るQ&A 住宅に関する抜粋(厚生労働省)

- 洋式便器への便器取替え工事について 0 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取 替えは住宅改修の支給対象となるか。
- 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給さ れていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替 え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場 合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
- 添付写真の日付について Q 申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわ かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場 合はどうすればよいか。
- 工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っている ように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといっ た取り扱いをされたい。
- 既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について Q 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座 に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。
- 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象 としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定してい るためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能 が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象 外である。
- 新築住宅の竣工日以降の改修工事について 住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住 宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象 となるか。
- 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対 象となる。
- 和式便器の腰掛式への変換について 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改
- 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。
- 段差解消・手すりについて

③ その他

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修 の支給対象となると解してよいか。

貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路への スロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

② 支給申請関係

領収証について 領収書は、写しでもよいか。

修に該当するか。

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことによ り確認できれば、写しでも差し支えない。

工事内訳書について

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施 工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなけれ ばならないか。

こととしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長 さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料 費、施工費等が区分できない工事については無理に区分す る必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする 必要はある。

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分する



玄関から道路までの通路の 階段の段差を解消 介改修 ● コンクリートスロープ の設置

豆知識 ご利用方法

バリアフリー 余物 補修・接着・

水まわり

耐震·防災

収納•内装

ペット用品

建築資材

道具・工具

お役立ち

防犯

856

★ 玄関以外のスロープについて

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

- 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の 解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅 改修の支給対象となる。
- 通路面の材料の変更について

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工 (溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。

A いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

段差の解消についての事について

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする 工事は住宅改修の支給対象となるか。

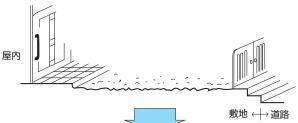
玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

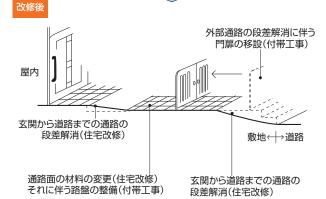
┌ 扉の取替えについて

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

改修前





- 院衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととして良いか。
 - ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。 この場合の水栓の蛇口の位置の変更。
 - ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低 差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合 の浴槽をかさ上げするなどの工事。
 - ③上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。
 - ①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象と して差し支えない。
- 平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から 「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立 して入浴又は介助して入浴できる、浴室床と浴槽の底の 高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものと するために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅 改修の給付対象として取り扱ってよいか。
- 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものと して取り扱って差し支えないものと考える。

通路面の材料の変更について

路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

何えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、 レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として 支給対象として差し支えない。 補修・接着・

耐震•防災

収納・内装 ペット用品

建築資材 道具・工具

お役立ち コーナー

豆知識

ご利用方法